

岐阜県多胎児出生時支援金 Q&A

	Q	A
1	岐阜県に住所を有するが、他県の病院で出産した場合（里帰り出産等）は、支給対象となるか。	親の住所が岐阜県の場合、他県の病院で出産したとしても多胎児の住所登録は、両親の住所である岐阜県となりますので、支給対象となります。また、その逆で、他県に住所を有する方が、岐阜県の病院で出産したとしても、住所登録は他県になりますので対象外です。
2	死産であった場合には、対象になるのか。	出生時に岐阜県内に住所を有することが要件となりますので、対象外です。 ただし、生まれてから数時間で亡くなった場合は、出生証明書及び死亡診断書が作成され、戸籍及び住民票に反映されるため、支給の対象とします。
3	令和7年3月に双子を出産したが、申請できないのか。	本支援金は、令和7年度新規事業となりますので、令和7年4月1日以降に出生した子が対象となりますのでご了承ください。
4	振込はいつ頃になるか。	申請に不備等が無い場合は、約2ヵ月後を目途に振り込みます。申請に不備等があり、再提出までに時間を要する場合は、さらに振込までに時間がかかります。
5	申請書を直接持ち込んで提出することは可能か。	申請窓口は設けておりませんので、オンライン申請又は郵送申請（簡易書留）をお願いします。
6	添付書類に通帳の写しとあるが、通帳が無い場合はどうすればよいか。	ネット銀行などで通帳が無い場合は、ネット銀行のサイト（アプリ）内において、口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号及び預金種別が確認できるページのスクリーンショットを添付してください。
7	振込口座名義人は申請者と同一でなくてもよいのか。	申請者と口座名義人は同一のものとしてください。
8	父が申請する場合、住民票の写しが必要と書いてあるが、母子健康手帳に父親の名前も書いてあるので、住民票の代わりに母子健康手帳を出してもよいか。	父が申請者となる場合は、一律住民票の写し（続柄が分かるもの）をご提出いただくこととしております。 「住民基本台帳ネットワークシステムを利用するに同意する」を選択いただければ、住民票の写真の添付での提出可能です。（同意しない場合は住民票の原本を郵送してください。）
9	外国人も対象となるか。	「中長期在留者」（在留カード交付対象者）等は、住民票が作成されるため、対象となります。ただ、住民票の作成の対象とならない「短期滞在」や「在留資格がない方」は支援金の対象にはなりません。
10	市町村が支給する「第二子以降出産祝金」との併給は可能か。	可能です。